

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例施行規則……………（ゼロカーボン産業課）	1
--	---

規 則

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第28号

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例（令和6年北海道条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定事業）

第2条 条例第2条第3号アの規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる産業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる業種に係るものであって、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発、製品の開発、生産若しくは製造又は役務の提供に関する事業（これらの事業に必要な施設若しくは設備の整備、保守若しくは運営又は人材の育成に関する事業を含む。）として知事が定めるものとする。

2 条例第2条第3号イの規則で定める事業は、別表第2に定めるとおりとする。

（特定事業計画の認定の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により認定の申請をしようとする特定事業者は、知事が定める期日までに、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書面を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

（1）定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

- （2）特定事業の具体的な内容を記載した書面
- （3）特定事業の用に供する予定の償却資産（条例第5条第3号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、当該償却資産の設置が特定事業に資することを確認することができる書面
- （4）特定事業の用に供する予定の家屋若しくは償却資産又はその敷地である土地を取得する場合にあっては、当該家屋若しくは償却資産又はその敷地である土地の地積測量図、設計図その他参考となる図面
- （5）道税の滞納をしていないことを誓約する書面
- （6）北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）、別表第3に掲げる法律（以下「公害関係法令」という。）及び環境関連法令（知事が別に定めるものに限る。第15条第6号及び第16条第1号エにおいて同じ。）の規定を遵守することを誓約する書面
- （7）道内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有し当該事務所等において特定事業を営んでいる特定事業者であって、当該特定事業に係る特定事業計画の認定の申請をしようとするものにあっては、当該認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日における当該事務所等において当該特定事業に従事する常時雇用する従業員の数を証する書面
- （8）認定革新的特定事業者としての認定の申請にあっては、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な特定事業を実施していることを確認することができる書面
- （9）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面
（特定事業計画の記載事項）

第4条 条例第3条第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）特定事業の実施場所
- （2）特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- （3）特定事業を実施する地域における自然環境及び生活環境との調和に関する事項（認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者としての認定の申請にあっては、当該地域との合意の内容に関する事項を含む。）
（特定事業計画の認定の期限）

第5条 条例第3条第3項の認定は、令和15年3月31日までに限って行うものとする。

（特定事業計画の認定の要件）

第6条 条例第3条第3項第1号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- （1）特定事業計画が具体的かつ明確であり、道内において本道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用でき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を促進することが期待できるものであること。
- （2）認定産業特定事業者としての認定にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 条例第3条第3項の認定を受けた日（以下「認定日」という。）以後、道内に新たに特定事業（条例第2条第3号アに規定する事業に限る。以下「産業特定事業」という。）の用に供する事務所等の設置（道内で事務所等の移転をする場合を除く。）をして産業特定事業を開始する予定であること。

(イ) 認定日前から引き続き道内において産業特定事業の用に供する事務所等を有する法人であって、認定日以後、新たに当該産業特定事業の用に供する家屋又は償却資産を取得する予定であること。

イ 家屋又は償却資産を取得する場合にあっては、当該家屋又は償却資産が既存の又は新設する事務所等と同一の市町村の区域内に設置されるものであること。

ウ 産業特定事業を複数の市町村の区域内（隣接する市町村の区域内に限る。）で実施する場合にあっては、当該複数の市町村の区域内のうちいずれかの市町村の区域内に当該産業特定事業の用に供する事務所等が設置されるものであること。

(3) 認定金融特定事業者としての認定にあっては、認定日以後、札幌市内に新たに特定事業（条例第2条第3号イに規定する事業に限る。以下この号、第5号及び第7条第2号において「金融特定事業」という。）の用に供する事務所等の設置（道内で事務所等の移転をする場合を除く。）をして金融特定事業を開始する予定であること。

(4) 認定革新的産業特定事業者としての認定にあっては、認定日前から引き続き道内において産業特定事業の用に供する事務所等を有する法人（令和7年4月1日以後に設立された法人であって、かつ、当該設立の日から5年を経過していないものに限る。）であって、当該産業特定事業が新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な特定事業として知事が認める事業であること。

(5) 認定革新的金融特定事業者としての認定にあっては、認定日前から引き続き札幌市内において金融特定事業の用に供する事務所等を有する法人（令和7年4月1日以後に設立された法人であって、かつ、当該設立の日から5年を経過していないものに限る。）であって、当該金融特定事業が新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な特定事業として知事が認める事業であること。

（常時雇用する従業員の数）

第7条 条例第3条第3項第3号の規則で定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 産業特定事業を営む特定事業者 産業特定事業に係る別表第1の第1欄に掲げる産業の区分及び同表の第2欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる数

(2) 金融特定事業を営む特定事業者 3人

（常時雇用する従業員に関する要件）

第8条 条例第3条第3項第3号の規則で定める要件は、増加する従業員につき次に掲げる

とおりとする。

(1) 認定特定事業の用に供する事務所等において新たに雇い入れる者（道外の他の事業者から出向する者及び特定事業者から特定事業の全部又は一部を委託された事業者に雇用されている者を含み、日々雇用される者を除く。）であること又は当該事務所等に他の事務所等から異動させ、若しくは転勤させる者（道内の事務所等から異動させ、若しくは転勤させる者にあつては、知事が定めるものに限る。）であること。

(2) 雇用期間の定めのない者であること。

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。

(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。

(5) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。
（特定事業計画の公表）

第9条 知事は、条例第3条第3項の認定をしたときは、当該認定をした特定事業者の名称及び特定事業の概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（認定特定事業計画の変更の認定の申請）

第10条 条例第4条第1項の規定により認定特定事業計画の変更の認定の申請をしようとする認定特定事業者は、別記第2号様式による申請書に当該認定特定事業計画の変更の内容を明らかにする書面を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、条例第4条第1項の認定について準用する。

（認定特定事業計画の軽微な変更）

第11条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 認定特定事業の計画期間の30日以内の変更

(2) 認定特定事業に係る家屋若しくは償却資産又はその敷地である土地を取得する予定の日の30日以内の変更

(3) 認定特定事業に係る家屋の建設又は償却資産の設置に着手する予定の日の30日以内の変更

(4) 認定特定事業に係る家屋又は償却資産を認定特定事業の用に供する予定の日の30日以内の変更

(5) 認定特定事業の実施に伴う労務に関する事項の変更

(6) 認定特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の変更

(7) 前各号に掲げるもののほか、認定特定事業の実施に支障を及ぼすおそれがないと知事が認める変更

(認定特定事業の開始等の届出)

第12条 条例第5条の規定による届出をしようとする認定特定事業者は、別記第3号様式による届出書に当該届出の内容を明らかにする書面を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

(認定革新的特定事業者)

第13条 条例第6条第1項本文の規則で定める法人は、令和7年4月1日以後に設立された法人であって、かつ、当該設立の日から5年を経過していないものとする。

(認定特定事業報告書の提出)

第14条 条例第6条第1項本文の規定による事業報告書の提出は、認定特定事業者が申告納付すべき法人の事業税に係る北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第41条第1項の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に定める期間内に、別記第4号様式による報告書に次に掲げる書面を添えて行わなければならない。

- (1) 認定特定事業の成果を確認することができる書面
- (2) 当該事業報告書を提出する対象である事業年度（以下「報告事業年度」という。）の末日における認定特定事業者が道内に有する事務所等（以下「道内事務所等」という。）において雇用する従業者の数（以下「道内従業者数」という。）、同日における認定特定事業の用に供する事務所等において雇用する認定特定事業に従事する従業者の数（以下「認定特定事業従業者数」という。）及び同日における認定特定事業の用に供する事務所等において認定特定事業に従事する常時雇用する従業員の数（次項第2号、次条第2号及び第16条第1号アにおいて「認定特定事業常時雇用従業員数」という。）を証する書面
- (3) 道内事務所等の固定資産の価額を証する書面
- (4) 認定特定事業のうち、電気供給業（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業をいう。次項第4号及び第17条第3項第1号において同じ。）及び導管ガス供給業（同法第72条の2第1項第2号に規定する導管ガス供給業をいう。次項第4号及び第17条第3項第1号において同じ。）を営む認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、当該認定特定事業の用に供する家屋又は償却資産に係る固定資産の価額を証する書面
- (5) 認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、認定特定事業を実施した地域との合意の内容を確認することができる書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面

2 条例第6条第1項ただし書の規定による事業報告書の提出は、条例第5条（第5号に係る部分に限る。）の規定による届出に係る償却資産（以下「賦課期日到来償却資産」とい

う。）に対して課する固定資産税の最初の賦課期日（地方税法第359条に規定する固定資産税の賦課期日をいう。）が属する月の末日までに、別記第4号様式による報告書に次に掲げる書面を添えて行わなければならない。

- (1) 認定特定事業の成果を確認することができる書面
 - (2) 賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日における道内従業者数、同日における認定特定事業従業者数及び同日における認定特定事業常時雇用従業員数を証する書面
 - (3) 道内事務所等の固定資産の価額を証する書面
 - (4) 認定特定事業のうち、電気供給業及び導管ガス供給業を営む認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、賦課期日到来償却資産に係る固定資産の価額を証する書面
 - (5) 認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、認定特定事業を実施した地域との合意の内容を確認することができる書面
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面
- (認定特定事業報告書の記載事項)

第15条 条例第6条第1項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 認定特定事業の実施状況に関する事項
 - (2) 報告事業年度の末日又は賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日における道内従業者数、認定特定事業従業者数及び認定特定事業常時雇用従業員数
 - (3) 認定特定事業の用に供する事務所等に係る北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出に関する事項
 - (4) 認定特定事業の用に供する事務所等に係る北海道公害防止条例第28条若しくは第43条又は公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（次条第1号イにおいて「計画変更命令等」という。）に関する事項
 - (5) 認定特定事業の用に供する事務所等に係る北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令（次条第1号ウにおいて「一時停止命令等」という。）に関する事項
 - (6) 認定特定事業の用に供する事務所等に係る環境関連法令の規定への適合に関する事項
 - (7) 認定特定事業を実施した地域における自然環境及び生活環境との調和に関して実施した事項（認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、当該地域との合意の内容に基づいて実施した事項を含む。）
- (課税免除等の適否等)

第16条 条例第6条第3項に規定する課税免除等の適否は、次の各号に掲げる道税の税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を確認し、決定するものとする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる道税の税目共通 次のいずれにも該当するものであるこ

と。

ア 報告事業年度の末日又は賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日における認定特定事業常時雇用従業員数が、特定事業計画の認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日における道内事務所等において特定事業に従事する常時雇用する従業員の数から、第7条各号に定める数以上増加していること。

イ 認定特定事業の用に供する事務所等について、北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条若しくは公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと又はこれらの規定による届出を要することとされている場合において、当該届出をし、かつ、当該届出に対し計画変更命令等を受けなかったこと若しくは計画変更命令等を受け、これに従ったこと。

ウ 認定特定事業の用に供する事務所等について一時停止命令等を受け、これに従わなかった事実のないこと。

エ 認定特定事業の用に供する事務所等について環境関連法令の規定に適合していること。

オ 認定特定事業を実施した地域における自然環境及び生活環境との調和に関する事項を適切に実施していること（認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、当該地域との合意の内容に関する事項を適切に実施していることを含む。）。

カ 道税の滞納がないこと。

(2) 法人の道民税及び法人の事業税 次のいずれかに該当するものであること。

ア 条例第5条（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による届出をし、又は条例第5条（第3号及び第5号に係る部分に限る。）の規定による届出をした場合であつて、認定日において、道内で認定特定事業と同一の特定事業を実施していないこと。

イ 認定革新的特定事業者であること。

(3) 不動産取得税 次のいずれにも該当するものであること。

ア 条例第5条第3号に規定する家屋又は償却資産が一の施設（一の家屋若しくは償却資産又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは償却資産に限る。）であつて、認定特定事業の用に供する家屋又は償却資産及び当該家屋又は償却資産の敷地である土地（令和7年4月1日以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設又は償却資産の設置の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が1億円（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域及び同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用

する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域（次号アにおいて「過疎地域等」という。）内において取得した場合にあつては、500万円）を超えるものであること。

イ 条例第5条（第3号又は第4号及び第5号に係る部分に限る。）の届出をし、条例第5条第3号に規定する家屋又は償却資産の敷地である土地の取得（令和7年4月1日以後の取得に限る。）の日から4年5月以内に、当該家屋又は償却資産に係る条例第6条第1項の事業報告書を提出したものであること。

(4) 道固定資産税 次のいずれにも該当するものであること。

ア 償却資産のうち地方税法第349条の4第1項に規定する大規模の償却資産であつて、認定特定事業の用に供する家屋又は償却資産及び当該家屋又は償却資産の敷地である土地（令和7年4月1日以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設又は償却資産の設置の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が1億円（過疎地域等内において取得した場合にあつては、500万円）を超えるものであること。

イ 条例第5条（第3号又は第4号及び第5号に係る部分に限る。）の届出をしたものであること。

（認定特定事業割合）

第17条 法人の道民税の課税免除等の算定に係る条例第6条第3項第1号に規定する認定特定事業割合は、認定特定事業者の報告事業年度の末日における認定特定事業従業者数を同日における道内従業者数で除して得た割合とする。

2 前項の割合の算定は、地方税法第57条第2項から第5項までに規定する道府県民税の分割基準の算定の例による。

3 法人の事業税の課税免除等の算定に係る条例第6条第3項第1号に規定する認定特定事業割合は、次の各号に掲げる認定特定事業者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した割合とする。

(1) 電気供給業又は導管ガス供給業を営む認定特定事業者 認定特定事業の用に供する家屋又は償却資産に係る固定資産の価額を道内事務所等の固定資産の価額で除して得た割合

(2) 前号に掲げる者以外の認定特定事業者 認定特定事業者の報告事業年度の末日における認定特定事業従業者数を同日における道内従業者数（鉄道事業又は軌道事業に係る道内従業者数を除く。）で除して得た割合

4 前項の割合の算定は、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項に規定する事業税の分割基準の算定の例による。

（認定特定事業供用割合）

第18条 条例第6条第3項第2号に規定する認定特定事業供用割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した割合（地方税法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、取得した土地又は家屋に係る認定特定事業者の持分の割合を限度とする。）とする。

(1) 土地 取得した土地の総面積に占める認定特定事業の用に供する家屋又は償却資産の敷地の部分の土地の面積の割合

(2) 家屋 取得した家屋の延床面積に占める認定特定事業の用に供する家屋の床面積の割合

（認定特定事業の廃止等の届出）

第19条 条例第7条の規定による届出は、別記第5号様式による届出書を提出することにより行わなければならない。

（身分証明書の様式）

第20条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第6号様式によるものとする。

（課税免除等の権限の委任）

第21条 条例第10条から第15条までの規定による課税免除等及び条例第18条の規定による課税免除等の取消し（法人の道民税又は法人の事業税に係るものに限る。）は、札幌道税事務所の長（次条及び第23条において「札幌道税事務所長」という。）が行うものとする。

2 条例第16条の規定による課税免除等及び条例第18条の規定による課税免除等の取消し（不動産取得税に係るものに限る。）は、北海道税条例第8条第4号に規定する不動産取得税の課税地を所管する総合振興局長又は振興局長（次条及び第23条において「総合振興局長等」という。）が行うものとする。

（課税免除等の通知）

第22条 知事、総合振興局長等又は札幌道税事務所長は、条例第10条から第17条までの規定により課税免除等を行ったときは、別記第7号様式の通知書により当該課税免除等を行った認定特定事業者に通知するものとする。

（課税免除等の取消しの通知）

第23条 知事、総合振興局長等又は札幌道税事務所長は、条例第18条の規定により課税免除等を取り消したときは、その旨を当該課税免除等を受けた認定特定事業者に通知するものとする。

（知事への委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、特定事業計画の認定及び課税免除等の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第7条、第16条関係）

対象産業	対象業種	雇用要件
洋上風力 関連産業	電気業	1人以上であること。
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業の用に供する家屋又は償却資産（以下「認定特定事業施設」という。）について北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号。以下「企業立地規則」という。）第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人
	はん用機械器具製造業	
	生産用機械器具製造業	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	電気機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業	
	技術サービス業（他に分類されないもの）	3人以上であること。
	その他の教育、学習支援業（洋上風力関連産業に係る電気業のうち発電事業又は当該発電事業の用に供する施設に係る建設事業若しくは機械等修理業に従事するために必要な認証の取得を支援するものに限る。）	
	機械等修理業（別掲を除く）	
合成燃料 関連産業	化学工業	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の
	はん用機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業	

		欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人
	その他の小売業	3人以上であること。
	技術サービス業（他に分類されないもの）	
	機械等修理業（別掲を除く）	
	水素関連産業	
	ガス業	3人以上であること。
	化学工業	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人
	生産用機械器具製造業	
	電気機械器具製造業	
	その他の小売業	3人以上であること。
	技術サービス業（他に分類されないもの）	
	機械等修理業（別掲を除く）	
	その他の事業サービス業	
	蓄電池関連産業	
	電気業	1人以上であること。
	化学工業	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人
	非鉄金属製造業	
	はん用機械器具製造業	
	生産用機械器具製造業	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	電気機械器具製造業	
		技術サービス業（他に分類されないもの）
		機械等修理業（別掲を除く）
	次世代半導体関連産業	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める半導体関連産業に係る施設に該当するとき 20人
	化学工業	
	窯業・土石製品製造業	
	生産用機械器具製造業	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	電気機械器具製造業	
	情報通信機械器具製造業	
	技術サービス業（他に分類されないもの）	3人以上であること。
	機械等修理業（別掲を除く）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定めるデータセンター事業に係る施設に該当するとき 5人
	データセンター関連産業	
	通信業（当該データセンターで消費する電力の量に占める再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力の量の割合が100分の60以上であるものに限る。）	
		技術サービス業（他に分類されないもの）
	海底直流送電関連産業	1人以上であること。
	電気業	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人
	非鉄金属製造業	
	はん用機械器具製造業	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	電気機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業	

		1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人			
電気又は水素運搬船関連産業	電気業	1人以上であること。		生産用機械器具製造業	12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人
	電気機械器具製造業	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第12条第1項の規定により補助金の交付を受けた場合であって、当該認定特定事業施設が企業立地規則別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業に係る施設に該当するとき 20人		電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	輸送用機械器具製造業			電気機械器具製造業	
技術サービス業（他に分類されないもの）	3人以上であること。			技術サービス業（他に分類されないもの）	3人以上であること。
				機械等修理業（別掲を除く）	
再生可能エネルギー関連産業	電気業（太陽光をエネルギー源とした発電事業にあってはその発電設備の出力の合計が2メガワット以上であるもの若しくは地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第5項第2号に規定する促進区域において実施するものに限り、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。以下この項において同じ。）をエネルギー源とした発電事業にあってはバイオマスを燃料として専焼させるものに限る。）	1人以上であること。			
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。 ア イに掲げる場合以外の場合 3人 イ 報告事業年度において、認定特定事業施設について企業立地規則第			
	金属製品製造業				
	はん用機械器具製造業				

備考

1 この表において「洋上風力関連産業」とは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第2項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に関連する産業をいう。

2 この表において「合成燃料関連産業」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第69号）第3条第3項に規定する合成燃料（以下「合成燃料」という。）の活用に関連する産業をいう。

3 この表において「水素関連産業」とは、水素等（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）第2条第1項に規定する水素等のうち合成燃料を除いたものをいう。以下同じ。）の活用に関連する産業をいう。

4 この表において「蓄電池関連産業」とは、蓄電池の活用に関連する産業をいう。

5 この表において「次世代半導体関連産業」とは、先端的な半導体の活用に関連する産業をいう。

6 この表において「データセンター関連産業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）に関連する産業をいう。

7 この表において「海底直流送電関連産業」とは、海底ケーブルを用いた直流の送電に関連する産業をいう。

8 この表において「電気又は水素運搬船関連産業」とは、電気又は水素等を運搬する船舶に関連する産業をいう。

9 この表において「再生可能エネルギー関連産業」とは、北海道地球温暖化防止対

備考

- この表において「洋上風力関連産業」とは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第2項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に関連する産業をいう。
- この表において「合成燃料関連産業」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第69号）第3条第3項に規定する合成燃料（以下「合成燃料」という。）の活用に関連する産業をいう。
- この表において「水素関連産業」とは、水素等（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）第2条第1項に規定する水素等のうち合成燃料を除いたものをいう。以下同じ。）の活用に関連する産業をいう。
- この表において「蓄電池関連産業」とは、蓄電池の活用に関連する産業をいう。
- この表において「次世代半導体関連産業」とは、先端的な半導体の活用に関連する産業をいう。
- この表において「データセンター関連産業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）に関連する産業をいう。
- この表において「海底直流送電関連産業」とは、海底ケーブルを用いた直流の送電に関連する産業をいう。
- この表において「電気又は水素運搬船関連産業」とは、電気又は水素等を運搬する船舶に関連する産業をいう。
- この表において「再生可能エネルギー関連産業」とは、北海道地球温暖化防止対

策条例（平成21年北海道条例第57号）第2条第6号に規定する再生可能エネルギーの活用に関連する産業（洋上風力関連産業に係るものを除く。）をいう。

10 第2欄に掲げる業種は、日本標準産業分類の中分類による。

別表第2（第2条関係）

- 1 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）に規定する次に掲げる事業のうち、産業特定事業への投資の促進に資する行為を行うもの
- (1) 金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業のうち、産業特定事業に係る有価証券の募集若しくは私募の取扱い又は募集若しくは私募に際し行う同項第3号に掲げる行為を行うもの
- (2) 金商法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業（金商法第29条の5第2項及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第196条第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務を含む。）のうち、産業特定事業に係る金商法第28条第2項第1号に掲げる行為又は同項第2号に掲げる行為であって募集若しくは私募の取扱いを行うもの
- (3) 金商法第28条第3項に規定する投資助言・代理業のうち、産業特定事業に係る同項第1号に掲げる行為を行うもの
- (4) 金商法第28条第4項に規定する投資運用業のうち、産業特定事業に係る有価証券を対象として行うもの
- (5) 金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者が業として行う行為のうち、産業特定事業に係る有価証券の同条第1項第1号に掲げる行為又は同項第2号に掲げる行為であって、その投資の対象を産業特定事業に係る有価証券とするもの
- (6) 金商法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務のうち、産業特定事業に係る有価証券の同項第2号に掲げる行為又は同項第1号に掲げる行為であって、その投資の対象を産業特定事業に係る有価証券とするもの
- 2 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第2項に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報技術を用いて行う事業であって次に掲げるもの
- (1) 日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業
- (2) 個人又は法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術等を提供する事業（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 第1号及び前号に掲げる事業の運営に必要な技術等を提供する事業
- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、金融サービスを提供する事業であって知事が認めるもの

別表第3（第3条関係）

- 1 工場立地法（昭和34年法律第24号）
- 2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

別記第1号様式（第3条関係）

特定事業計画認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名 〕

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第3条第1項の規定により、別紙特定事業計画の認定を申請します。

別紙

特定事業計画

1 特定事業者に関する事項

氏 名 （法人の場合は、その名称 及び代表者の氏名）	
住 所 （法人の場合は、主たる事 務所の所在地）	
設立（予定）年月日	年 月 日
資本金	
法人の事業年度の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 特定事業の内容

事業名	
-----	--

区 分	名 称	種 類	構 造
所在地（家屋番号）		賃借又は取得 （予定）年月日	供用開始 予定年月日
		・ ・	・ ・
延床面積 （うち事業の用に供する面積）		用途・事業内容	
(m ² m ²)			

<償却資産>

区 分	名 称	種 類	設置予定地
賃借又は取得 （予定）年月日	供用開始 予定年月日	用途・事業内容	
・ ・	・ ・		

注1 <家屋>の「種類」欄は、「居宅」、「店舗」、「寄宿舎」、「共同住宅」、「事務所」、「旅館」、「料理店」、「工場」、「倉庫」、「車庫」、「発電所」又は「変電所」のうち該当するものを記載すること。

<家屋>の「構造」欄は、「木造」、「土蔵造」、「石造」、「れんが造」、「コンクリートブロック造」、「鉄骨造」、「鉄筋コンクリート造」又は「鉄骨鉄筋コンクリート造」のうち該当するものを記載すること。

2 <償却資産>の「種類」欄は、「構築物」、「機械」又は「装置」のうち該当するものを記載すること。

3 「区分」欄は、「賃借」又は「認定前取得」のうち該当するものを記載すること。

5 特定事業計画の実施に伴う労務に関する事項

	申請日の直前の事業 年度の末日時点 A	報告事業年度の末日時点 （予定） B	雇用増 B－A
	人	人 (うち出向者)	人

特定事業に従事する常時雇用する従業員数	既 存		内 訳	人		
				(うち委託雇用者)		
				人		
				(うち異動者)		
					人	
	新 規		内 訳	(うち転勤者)		
				人		
				(うち出向者)		
				人		
				(うち委託雇用者)		
				人		
		内 訳	(うち異動者)			
			人			
			(うち転勤者)			
			人			
合 計		人		人	人	

注 別途、従業員名簿を提出すること。

6 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

総 額	千円			
内 訳	年 度	資金調達先	資金調達額	資金調達方法
			千円	
			千円	
			千円	

7 特定事業を実施する地域における自然環境及び生活環境との調和に関する事項（認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者としての認定の申請にあっては、当該地域との合意の内容に関する事項を含む。）

実施時期	内 容

--	--

注1 「内容」欄は、「自然環境」と「生活環境」に分けて記載すること。

2 認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者としての申請にあっては、自然環境及び生活環境との調和に関する地域との合意の内容に関する事項を具体的に記載すること。

別記第2号様式（第10条関係）

認定特定事業計画変更認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり認定特定事業計画の変更の認定を申請します。

認定年月日	年 月 日
認定特定事業番号	
変更予定年月日	年 月 日
変更の内容	

所在地	
名称及び代表者氏名	

注 変更の内容が認定特定事業の一部譲渡の場合は、譲渡先の法人について記載すること。

別記第3号様式（第12条関係）

認定特定事業開始等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日	年 月 日	
認定特定事業番号		
届出の区分	☐ 事務所等の設置 ☐ 事務所等の供用開始 ☐ 土地、家屋又は償却資産の取得 ☐ 家屋の建設又は償却資産の設置の着手 ☐ 家屋又は償却資産の供用開始	
届出事由発生年月日	年 月 日	
対象とする事務所等・ 土地・家屋・償却資産	名 称	
	所在地	
	取 得 価 額	千円

注 届出の区分に応じ、次に掲げる書面を添付すること。

1 事務所等の設置

(1) 事務所等の異動届の写し（支店登記を行う場合にあっては、履歴事項全部証明書）

(2) 事務所等の賃貸借契約書

(3) 事務所等を取得した場合にあっては、別紙不動産・償却資産の取得に関する書面

(4) その他知事が必要と認める書面

2 事務所等の供用開始

(1) 事務所等を事業の用に供したことを証する書面

(2) 事務所等位置図、事務所等内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図

(3) その他知事が必要と認める書面

3 土地、家屋又は償却資産の取得

- (1) 別紙不動産・償却資産の取得に関する書面
(2) 取得等（新增設）に係る不動産又は償却資産について、事業の用に供した日及び取得価額を証する書面
(3) その他知事が必要と認める書面

4 家屋の建設又は償却資産の設置の着手

- (1) 家屋の建設又は償却資産の設置に着手したことを証する書面
(2) その他知事が必要と認める書面

5 家屋又は償却資産の供用開始

- (1) 家屋又は償却資産を事業の用に供したことを証する書面
(2) 生産工程又は作業工程の概要を示す書面及び図面
(3) 事務所等位置図、事務所等内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図
(4) その他知事が必要と認める書面

別紙

不動産・償却資産の取得に関する書面

1 不動産（認定特定事業の用に供するもの）

(1) 土地の内訳

地 目	所在地（地番）	供用開始年月日
		・
地 積 （うち事業の用に供する面積）	用 途	
m ² （ m ² ）		

(2) 家屋の内訳

名 称	種 類	構 造	所在地（家屋番号）
供用開始年月日	延床面積 （うち事業の用に供する面積）		用 途
・	m ² （ m ² ）		

注 「種類」欄は、「居宅」、「店舗」、「寄宿舍」、「共同住宅」、「事務所」、「旅館」、「料理店」、「工場」、「倉庫」、「車庫」、「発電所」又は「変電所」のうち該当するものを記載すること。

「構造」欄は、「木造」、「土蔵造」、「石造」、「れんが造」、「コンクリートブロック造」、「鉄骨造」、「鉄筋コンクリート造」又は「鉄骨鉄筋コンクリート造」のうち該当するものを記載すること。

2 償却資産（認定特定事業の用に供するもの）

名 称	所在地
供用開始年月日	用 途
・	

別記第4号様式（第14条関係）

認定特定事業報告書

年 月 日

北海道知事 様

報告者 所在地
名 称
代表者氏名

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。

1 認定特定事業の実施状況に関する事項

事業報告対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業の実施場所		
事業の実施状況		
	総 額	千円

資金調達の実績	内 訳	資金調達先	資金調達額	資金調達方法
			千円	
			千円	
固定資産の価額	道内の事務所等			千円
	うち認定特定事業の用に供するもの			千円
再生可能エネルギー 電力量	総消費電力量			kwh/年
	再生可能エネルギー電力量			kwh/年

注1 「固定資産の価額」欄は、認定特定事業のうち電気供給業又は導管ガス供給業を営む場合に記載すること。

2 「再生可能エネルギー電力量」欄は、通信業を営む場合に記載すること。

2 報告事業年度の末日又は賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日における道内従業者数、認定特定事業従業者数及び認定特定事業常時雇用従業員数

(1) 道内従業者数及び認定特定事業従業者数

道内従業者数	人
認定特定事業従業者数	人

注 条例第6条第1項本文の規定により事業報告書を提出する場合にあっては報告事業年度の末日、同項ただし書の規定により事業報告書を提出する場合にあっては賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日における数を記載すること。

(2) 認定特定事業常時雇用従業員数

		申請日の直前の事業年度の末日時点 A	報告事業年度の末日時点又は賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日時点 B	雇用増 B - A
認 存	既 存	人	人	人
			(うち出向者) 人	
			(うち委託雇用者) 人	
			内 訳	

定特定事業常時雇用従業員数				(うち異動者)	人	
				(うち転勤者)	人	
	新 規		内 訳		人	人
				(うち出向者)	人	
				(うち委託雇用者)	人	
				(うち異動者)	人	
				(うち転勤者)	人	
合 計			人	人	人	

3 北海道公害防止条例又は公害関係法令の規定による届出に関する事項

規則第15条第3号に規定する届出の有無	1 あり 2 なし
---------------------	-----------

注 規則第15条第3号に規定する届出をしている場合は1を、届出をしていない場合は2を○で囲むこと。

4 北海道公害防止条例又は公害関係法令の規定による計画変更命令等又は一時停止命令等に関する事項

(1) 規則第15条第4号に規定する計画変更命令等の有無	1 あり 2 なし
(2) 規則第15条第5号に規定する一時停止命令等の有無	1 あり 2 なし

注1 (1)の欄は、規則第15条第4号に規定する計画変更命令等を受けた場合は1を、計画変更命令等を受けていない又は命令を受けて変更した場合は2を○で囲むこと。

2 (2)の欄は、規則第15条第5号に規定する一時停止命令等を受けた場合は1を、一時停止命令等を受けていない又は命令を受けてこれに従った場合は2を○で囲むこと。

5 環境関連法令の規定への適合に関する事項

規則第15条第6号に規定する環境関連法令の規定への適合の有無	1 あり 2 なし
--------------------------------	--------------

注 規則第15条第6号に規定する環境関連法令への規定に適合している場合は1を、適合していない場合は2を○で囲むこと。

6 認定特定事業を実施した地域における自然環境及び生活環境との調和に関して実施した事項（認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、当該地域との合意の内容に基づいて実施した事項を含む。）

実施時期	内 容

注1 「内容」欄は、「自然環境」と「生活環境」に分けて記載すること。
2 認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあつては、自然環境及び生活環境との調和に関する地域との合意の内容に基づいて実施した事項を具体的に記載すること。

別記第5号様式（第19条関係）

認定特定事業廃止等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日	年 月 日
認定特定事業番号	
届出の区分	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 再開
届出事由発生年月日	年 月 日

届出事由	
再開予定年月日	年 月 日

注 「再開予定年月日」欄は、休止の場合に記載すること。

所在地	
名称及び代表者氏名	

注 認定特定事業を全部譲渡する場合は、譲渡先の法人について記載すること。

別記第6号様式（第20条関係）

（表）

立 入 検 査 証	
第 号	
写 真	職 名
	氏 名
	生年月日
上記の者は、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第9条の規定による報告徴収及び立入検査に従事する職員であることを証明します。	
年 月 日 交付	
北海道知事 印	

（裏）

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例（抜粋）	
（報告徴収及び立入検査）	
第9条 知事は、第3条から前条までの規定の施行に必要な限度において、認定特定事業者に対し、その認定特定事業に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、認定特定事業者の事務所等その他その事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

別記第7号様式（第22条関係）

その1

法人道民税・法人事業税課税免除・不均一課税通知書

年 月 日

様

北海道札幌道税事務所長 印

年 月 日に提出された事業報告書等の内容を踏まえ、法人道民税・法人事業税の課税免除・不均一課税について、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知します。（根拠法令－ ）

なお、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第18条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この課税免除・不均一課税を取り消すことがあります。

納 税 者	所在地		
	名 称		
事 業 年 度	年 月 日 ～ 年 月 日		
区 分	基 本 税 額	課 税 免 除 税 額 不均一課税による 軽 減 税 額	差 引 納 付 税 額
確 定 分	円	円	円
法人道民税			

法人事業税			
-------	--	--	--

- 注1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を、札幌道税事務所長を経由して提出してください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

その2

法人道民税・法人事業税課税免除・不均一課税通知書

年 月 日

様

北海道札幌道税事務所長 印

年 月 日に決定した法人道民税・法人事業税の課税免除・不均一課税については、地方税法第 条の規定により修正申告書が提出された・税額を更正したことから、下記のとおり更正しましたので、通知します。（根拠法令－ ）

なお、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第18条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この課税免除・不均一課税を取り消すことがあります。

納 税 者		所在地		
		名 称		
事 業 年 度		年 月 日 ～ 年 月 日		
区 分		基 本 税 額	課 税 免 除 税 額 不均一課税による 軽 減 税 額	差 引 納 付 税 額
法 人 道 民 税	確定 (修正・更生) 分	円	円	円
	既 往 適 用 分			
	差 引 増 減			
法 人 事 業 税	確定 (修正・更生) 分			
	既 往 適 用 分			
	差 引 増 減			

注1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を、札幌道税事務所長を経由して提出してください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

その3

不動産取得税課税免除・不均一課税通知書

年 月 日

様

北海道 総合振興局長（ 振興局長） 印

年 月 日に提出された事業報告書等の内容を踏まえ、不動産取得税の課税免除・不均一課税について、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知します。（根拠法令－ ）

なお、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第18条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この課税免除・不均一課税を取り消すことがあります。

納 税 者		所在地			
		名 称			
取得等（新增設）に係る 事業場又は対象施設		所在地			
		名 称			
区 分	年 度	納税通知書 番 号	当 初 税 額	課税免除税額 不均一課税に よる軽減税額	差引納付税額
家 屋			円	円	円
土 地					

注1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出してください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、この処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。た

だし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

その4

道固定資産税課税免除・不均一課税通知書

年 月 日

様

北海道知事 印

年 月 日に提出された事業報告書等の内容を踏まえ、道固定資産税の課税免除・不均一課税について、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知します。（根拠法令－ ）

なお、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第18条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この課税免除・不均一課税を取り消すことがあります。

納 税 者	所在地
	名 称
取得等（新增設）に係る 事業場又は対象施設	所在地
	名 称

年 度	納 税 通 知 書 番 号	
当 初 税 額	課 税 免 除 税 額 不均一課税による軽減税額	差 引 納 付 税 額
円	円	円

注1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。